八の二　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の２及び注２の２の厚生労働大臣が定める施設基準
　指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。
八の三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の３及び注２の３の厚生労働大臣が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第３の１のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
　指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
ロ　通所給付費等単位数表第３の１のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準
　指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
九　（略）
　第二号の二の規定を準用する。
十　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第３の１の注10のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準
　次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。
(1)　通所給付費等単位数表第３の１のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。
(2)　通所給付費等単位数表第３の１のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。
(3)　別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。
ロ　通所給付費等単位数表第３の１の注10のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準
　次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。
(1)　通所給付費等単位数表第３の１のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

（新設）

（新設）

九　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注３及び注４の厚生労働大臣が定める施設基準
　児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。
十　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注７の厚生労働大臣が定める施設基準
　基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）であること。